

部活動改革、その先へ ～地域で育むジュニアスポーツ～

「学校運動部活動」

本年度から3年間を「改革推進期間」として本格的にスタートした「部活動改革」——
休日の部活動の地域連携・地域移行について、地域の実情などに応じ、
可能な限り早期の実現をめざす。今号では、昨年12月に新たに
策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)の詳細に迫る。



「行政のねらい」部活動改革の方向性

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」詳報

学校における部活動改革の必要性

これまで運動部活動は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保する役割を担ってきたのみならず、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じた責任感・連帯感の涵養や、生徒同士や生徒と教師などの好ましい人間関係を構築する役割も担ってきました。

しかし、少子化の進展により、これまでと同様の学校単位での体制での運営が続いていくことは難しく、学校や地域によっては、部活動自体の存続が厳しい状況にあります。また、必ずしも専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進むなか、より困難となつていきます。

少子化が進むなかでも、将来にわたり生徒がスポーツに継続して親しむ機会を確保するために、文部科学省においては、2020(令和2)年に、23(令和5)年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど、部活動改革に取り組んできました。

「地域の子どもたちは、地域で育てる」という意識のもと、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、公認スポーツ指導者など、地域の方々のご協力を得ながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現していく必要があります。このことにより、生徒に加え、地域住民にとつてのよりよいスポーツ環境整備に資するだけでなく、「まちづくり」としての効果も期待されます。



解説 鴨志田 暁弘
スポーツ庁地域スポーツ課 課長補佐

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

22(令和4)年6月に取りまとめられた有識者会議の提言を踏まえて、このガイドラインは4つの章から成り立ち、「1 学校部活動」では、学校部活動を実施する場合は、適正な運営などのあり方について、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示し、このなかで、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進めることも記しています。

また、18(平成30)年の運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合したうえで全面的に改定し、22(令和4)年12月に、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは4つの章から成り立ち、「1 学校部活動」では、学校部活動を実施する場合は、適正な運営などのあり方について、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示し、このなかで、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進めることも記しています。

「1 新たな地域クラブ活動」では、自治体の担当部署、関係団体、学校などの関係者を集めた協議会などの体制の整備や、休日のみ活動をする場合も原則として

1日の休養日を設定することなど、新たな地域クラブ活動のあり方を示しています。

「2 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向け

た環境整備」では、新たなスポーツ文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとしています。そして、市区町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体を取り組む体制など、段階的な体制の整備を進めるとともに、直ちに地域クラブ活動の体制を整備できない場合、合同部活動の導入や部活動指導員などの活用といった地域連携を進めることとしています。

また、23(令和5)年度から25(令和7)年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じた可能な限り早期の実現をめざすこととしています。

このような事例を参考にしつつ、地域の実情に応じて、公認スポーツ指導者やスポーツ少年団単位団、総合型地域スポーツクラブの皆さまにおかれては、部活動改革と地域スポーツ環境の整備に向けた取り組みへのご理解・協力をお願いします。

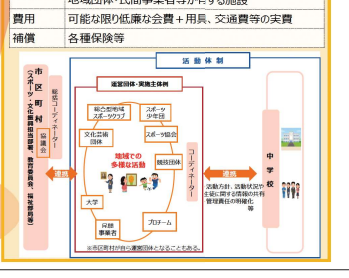
休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

① 地方公共団体 (※ 総合型地域スポーツクラブを含む)
② 多様な組織・団体 (総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、ア・ア・ム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等)

運営団体・実施主体
指導者 地域の指導者 (一部教師の専任兼業)
参加者 地域の生徒 (※ 他世代が一緒に参加する場合を含む)
場所 学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用 可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償 各種保険等



学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像 (イメージ)

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環 (教育課程外)

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※ ア・ア・ム(A)等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要 (学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

「IV 大会等の在り方の見直し」では、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズなどに応じた大会などの運営のあり方を示しています。

今後の取り組みについて

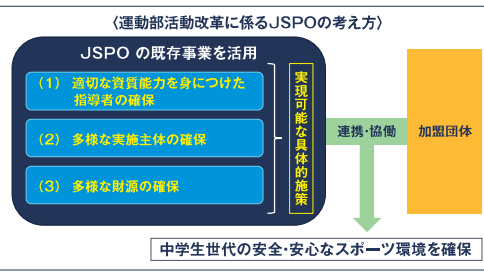
スポーツ庁では、23(令和5)年3月に「部活動改革ポータルサイト」を公開し、部活動改革に係る情報を二元的にまとめており、そ

スポーツ庁部活動改革ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/sports/lb_menu/sports/mcaletop01/list/1372413_00003.htm

ガイドライン解説動画

(スポーツ庁Web広報マガジン「DEPORTARE」より)



「運動部活動改革」、JSPOの取り組み

JSPOでは、スポーツ庁が進める運動部活動改革について、左図の通り既存事業を活用し、加盟団体と連携・協働して、中学生世代の安全・安心なスポーツ環境を確保することで取り組んでいます。

特に、適切な資質能力を身につけた指導者の確保、運営団体・実施主体としての「総合型地域スポーツクラブ」、「スポーツ少年団」の充実に取り組んでいます。

次号では、JSPOがこれらの取り組みを具体的にどのように進めていくかを紹介いたします。